件 名	愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
主 管 課	公営企業管理局総務課
根拠法令等	地方公営企業法第4条
	医療法施行令第3条の2

【改正の概要】

県立病院の診療科目名称の見直し

- ○県立中央病院(神経内科→脳神経内科)
- ○県立中央病院、県立今治病院、県立南宇和病院、県立新居浜病院 (耳鼻いんこう科→耳鼻咽喉科)

[改正条例]

愛媛県公営企業の設置等に関する条例

〔改正理由〕

- ○「神経内科」から「脳神経内科」へ標榜科名が変更されたことに伴うもの
- ○「いんこう」の文字を漢字表記化することに伴うもの

施 行 日 | 平成31年4月1日

【その他参考事項】